

## 関係機関の集落営農担当者紹介

4月に集落営農担当者の異動がありましたので、紹介します。  
集落のこれから農業を、私たちと一緒に考えましょう。

### <市町担当者>

所 属	部 署	氏 名	連絡先	備 考
日田市	農業振興課 専門員	後藤 則男	tel:0973-22-8211 fax:0973-22-8246	
"	" 主査	秋吉 智	tel: " " fax: " "	担当地区: 高瀬、三芳
"	" 主査	木村 和心	tel: " " fax: " "	担当地区: 小野、三和
"	" 主任	大石 誠司	tel: " " fax: " "	担当地区: 東・西有田、石井
"	前津江振興局 産業建設課 課長補佐	江田 詳	tel:0973-53-2111 fax:0973-53-2269	
"	中津江振興局 産業建設課 主査	赤星 真一郎	tel:0973-54-3111 fax:0973-54-3115	
"	上津江振興局 産業建設課 係長	古田 浩一	tel:0973-55-2011 fax:0973-55-2305	
"	大山振興局 産業建設課 主査	黒川 朋輝	tel:0973-52-3101 fax:0973-52-3285	
"	天瀬振興局 産業建設課 主任	穴井 典子	tel:0973-57-3147 fax:0973-57-9145	
九重町	農林課 事務員	帆足 英治	tel:0973-76-3804 fax:0973-76-3840	
玖珠町	農林課 主任	柴田 公博	tel:0973-72-7164 fax:0973-72-0810	

### <JA担当者>

所 属	部 署	氏 名	連絡先	備 考
大分ひた農業協同組合	営農振興課長	佐谷野 利幸	tel:0973-23-2220 fax:0973-24-2976	
大分大山町農業協同組合	営農事業部長兼営農課長	高瀬 八郎	tel:0973-52-3151 fax:0973-52-2448	
九重町飯田農業協同組合	生産購買課 指導販売主任	田中 猛	tel:0973-79-2011 fax:0973-79-3945	
玖珠九重農業協同組合	指導販売課 係長	井上 和洋	tel:0973-72-1135 fax:0973-72-0269	

### <県担当者>

所 属	部 署	氏 名	連絡先	備 考
西部振興局	農山村振興部 集落・水田班 課長補佐(総括)	増田 百枝	tel:0973-22-2585 fax:0973-23-2219	
"	" 課長補佐	木下 陽一	tel: " " fax: " "	担当地区: 九重町
"	" 主幹	洞ノ上 英子	tel: " " fax: " "	担当地区: 玖珠町
"	" 主幹	白石 隆	tel: " " fax: " "	担当地区: 旧天瀬町、旧日田市 (南部・大鶴)
"	" 主査	中島 伸子	tel: " " fax: " "	担当地区: 旧日田市 (中央・東部・北部)
"	" 主任	江川 寛子	tel: " " fax: " "	担当地区: 玖珠町、旧日田市 (西部)
"	" 技師	吉田 祐介	tel: " " fax: " "	担当地区: 旧大山町、 旧前・中・上津江村

※この他に、農業委員会、農業共済組合等も一緒に集落営農を推進しています。

作成・発行 大分県集落営農推進西部支部  
大分県西部振興局農山村振興部  
TEL : 0973-22-2585 FAX : 0973-23-2219

# 集落営農かわら版

平成20年5月15日 VOL. 7

大分県集落営農推進西部支部

大分県西部振興局農山村振興部

## 新規集落営農組織の設立

### << (農) 小野谷>>

日田市小野地区では、平成19年5月に「小野地区集落営農組合」を設立し、平成20年度から実施する作業受託に向けて検討を重ねてきました。その上で、受託した作業を行うためには機械や施設といった設備投資が必要であり、そのため制度資金や補助事業を有効に活用するには法人化した方がよい、という結論に至り、平成20年2月13日に「農事組合法人小野谷」(代表: 美野英俊、構成員: 163名)の設立総会が開催されました。

当面は作業受託型の組織として、育苗、耕起、代かき、田植え、コンバイン収穫、乾燥調整の作業受託を行う予定ですが、今回法人化したことによって、どうしても農地の管理ができなくなった人の農地を引き受けができる組織へとステップアップしました。

また、集落営農組織の設立をきっかけとして、平成19年度からは中山間地域等直接支払い制度において通常単価(10割単価)を確保しており、一部の集落では小学校と連携したソバの栽培やソバ打ち体験交流が新たに始まるなど集落が活性化してきています。

### << 金ヶ塔・土草地区営農組合>>

金ヶ塔・土草地区には、中山間地域等直接支払制度の集落協定組織として、金ヶ塔棚田会、土器毛農事組合、鞍掛農事組合の3組織があります。平成18年以降、アンケートによる実態調査や集落営農に係る勉強会を重ねてきましたが、集落協定の枠を超えた農業生産や農地の保全、地域の活性化に取り組むことを目的として、金ヶ塔・土草地区営農組合(組合長: 佐久間 孝氏、構成員22戸)が平成20年2月23日に設立されました。

役員は、各組織から3人ずつ計9人を選出し、対象水田は約10haで、今後、農作業受託のあっせんや土地の利用調整、儲かる園芸品目の導入等の事業について検討し、必要に応じて取組みを進めています。佐久間組合長は、農地の保全や効率的な農業生産を行いたいと抱負を語っていました。



## 経営所得安定対策について

平成19年度に「品目横断的経営安定対策」「米政策改革」及び「農地・水・環境保全向上対策」の三対策が導入されました。

この対策については意見が多く、平成19年12月21日に国の農政改革三対策緊急検討本部において、実態に即した必要な改善等が行われました。

以下に改善のポイントと注意すべき点を紹介します。

### ●水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策から名称変更）について

- ・わかりやすい名称に変更されました。（品目横断的経営安定対策 → 水田経営所得安定対策）
- ・申請手続きの簡素化がなされます。（加入手続き・更新手続きの書類が減り簡素化された）
- ・加入者の面積要件緩和の可能性が追加されました。（市町村が認める担い手であることが条件）

※これについては、市町村により対応が異なるので注意が必要です。

- ・認定農業者の年齢制限が原則、廃止されました。
- ・集落営農組織に対する指導の弾力化が示されました。

※要件となっている集落営農組織の法人化や所得目標達成ができなくても、交付金の返還ということにはなりません。しかし、集落営農組織の継続性を考えた場合、法人化は必要なことです。

- ・収入影響緩和対策（ナラシ対策）の補てんが充実されます。

（収入10%下落までの補てん→20%まで可能）

※米のみを対象とした営農組織でも経営安定のために取り組む価値があります。

また、本対策への加入が各種補助事業の要件に組み込まれつつあります。

### ●当面の生産調整の進め方について

- ・米の消費の減少を踏まえ、生産調整の目標達成に向けた対応が強化されます。
- ・行政（国・都道府県・市町村）も農協系統等と連携して生産調整目標を達成するよう全力をあげて取り組みます。
- ・目標未達となった地域については、各種補助事業・融資について不利な取扱いを受けることもあり得ます。

\* 水田経営所得安定対策では、加入のわざらわしさも減り、目標達成や要件等が緩和されています。

- ・ナラシ対策では拠出金が必要ですが、解約時には返納される仕組みで損はありません。
- ・これを機に、水田経営の安定化を図るためにも、水田経営所得安定対策の加入をお考え下さい。

## 皆さんのがんばりを支援します

大分県集落営農推進西部支部では、西部地域の土地利用型農業の維持発展を目指した集落営農の組織化や法人化を推進しています。

新規組織の設立や法人化、組織の充実など、各種の補助事業や支援事業があります。

※事業の取組には、事業要件などを事前に、振興局・市役所・町役場に問い合わせて下さい。  
(大分県事業の一部を紹介します。この他、国庫事業でもいろいろな支援策があります。)

### ●組織を設立するために・・・

#### [集落営農法人設立支援事業]

- ・新しく法人を設立する場合に、初動経費（法人登記やパソコン・会計ソフトなど）を支援します。
- ・H19・20年度に登記した法人に対して、相談経費（税理士・申告書作成など）を支援します。

### ●組織の基盤づくりのために・・・

#### [集落営農条件整備事業（県単 1/2）]

- ・効率的な農作業受託、共同営農体制確立のため、大型農業機械や施設の導入を支援します。  
(農業法人：20ha以上規模、事業費上限10,000千円) (任意組織：10ha以上規模、事業費上限 6,000千円)

※注意：水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の米ナラシ対策に加入することが条件となります。

H20年度の米ナラシ対策の加入申請は、4月1日～6月30日です。

#### [集落営農組織遊休施設利用促進事業]

- ・農協等から賃借や譲渡された倉庫等を有効活用する場合、当該施設の改修に係る経費を支援します。

### ●組織の経営改善のために・・・

#### [集落営農法人経営改善支援事業]

- ・法人の経営についてコンダクターが経営改善の指導助言を行います。

#### [新規品目導入支援事業]

- ・組織の経営安定を図るために、米麦以外の園芸品目等の導入が重要です。新たな品目の導入を目指す営農組織に対し栽培研修などを行い、新規品目の定着化を支援します。

### ●組織の充実やステップアップのために・・・

#### [オペレータ等養成研修]

- ・大型特殊運転免許取得研修を受講する新規の集落営農オペレーターに集落営農についての研修を行い、営農組織の人材育成を支援します。

#### [集落営農法人リーダー養成講座]

- ・組織の法人化に向けた経営、経理、税務など法人運営のための一連の研修を行います。  
(県中央研修（4回）+西部支部研修（4回）)

#### [集落営農法人連絡協議会の研修]

- ・集落営農を行う法人には、県下の法人組織の情報交換や研修があります。

#### [法人組織経理担当者研修]

- ・法人化予定や新しく法人化した組織の会計担当者を対象にした農業簿記や税務申告の研修を行います。

補助事業の他にも「産地づくり交付金（生産調整）」や「中山間地域等直接支払制度交付金」などを活用して、集落（地域）としての営農を考えましょう。